

(財政金融委員会)

金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強

化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第五号）（衆議院送付）要

旨

本法律案は、金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するため、金融機関等の資本の増強に関する措置等の期限延長を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部改正

金融機関等が国の資本参加の申込みをする期限を平成三十四年三月三十一日まで五年間延長する。

二、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部改正

金融機関等が経営基盤強化に関する計画を主務大臣に提出する期限を平成三十四年三月三十一日まで五年間延長する。

三、保険業法の一部改正

生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関する政府補助の特例措置を平成三十四年三月三十一日ま

で五年間延長する。

四、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正

銀行等保有株式取得機構が行う会員等からの株式等の買取り等の期限を平成三十四年三月三十一日まで、同機構の存続期限を平成四十四年三月三十一日まで、それぞれ五年間延長する。

五、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。